

各位

上場会社名 朝日工業株式会社
 代表者 代表取締役社長 村上 政徳
 (コード番号 5456)
 問合せ先責任者 常務取締役管理本部長 矢口 誠
 (TEL 03-3987-2161)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2016年6月23日開催の第25期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。
- (2) 迅速な意思決定を行うため、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役に委任することができるよう、重要な業務執行の決定の委任に係る定款規定を新設するものであります。
- (3) 会社法の一部を改定する法律が2015年5月1日に施行され、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役についても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分発揮できるようにするため、責任限定契約に係る定款規定を変更するものであります。
- (4) 業務執行の高度化に対応するため、執行役員に係る定款規定を新設するものであります。
- (5) 上記の各変更に伴い条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第5条～第19条 (条文省略)	第5条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第20条 当社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。	第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締</u> <u>を除く。)</u> は10名以内とする。
(新設)	2 <u>当社の監査等委員である取締役は5名</u> <u>以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第21条 取締役は、株主総会において選任する。	第21条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ</u> <u>以外の取締役とを区別して、株主総会にお</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付き取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役会長および取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>いて選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>監査等委員である取締役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付き取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、取締役会長および取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第28条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第31条 (条文省略) 第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は5名以内とする。 (選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 会社法329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任の決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 3 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第29条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(執行役員)</p> <p>第32条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>第33条 (現行どおり) 第5章 監査等委員会 (削除) (削除) (削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 4 2 条～第 4 3 条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 4 4 条～第 4 7 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第 3 7 条 監査等委員会における議事の経過の要領</u> <u>およびその結果ならびにその他法令に定め</u> <u>る事項についてはこれを議事録に記載また</u> <u>は記録し、出席した監査等委員がこれに記</u> <u>名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第 3 8 条 監査等委員会に関する事項は、法令または</u> <u>本定款のほか、監査等委員会において定め</u> <u>る監査等委員会規則による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 3 9 条～第 4 0 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 4 1 条～第 4 4 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第25期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役</u> <u>であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条</u> <u>第1項の賠償責任を限定する契約については、同定時</u> <u>株主総会の決議による変更前の定款第 4 1 条の定め</u> <u>るところによる。</u></p>

3. 日程

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2016 年6月 23 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2016 年6月 23 日 |

以 上